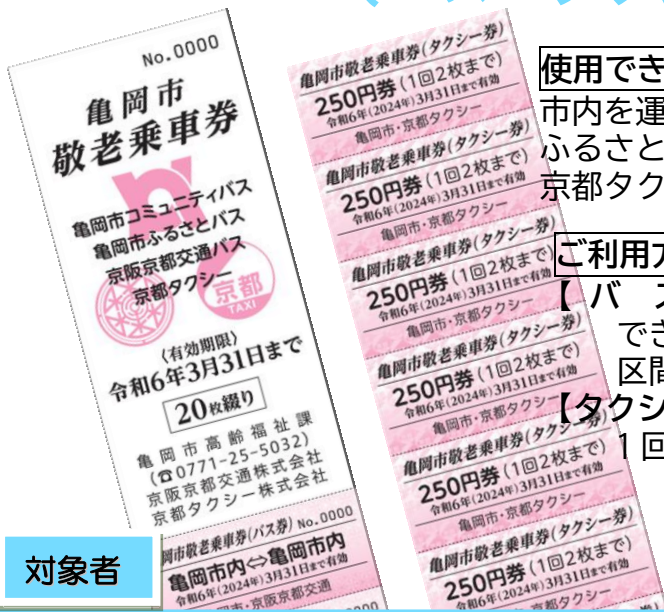


亀岡市敬老乗車券

(バス・タクシーの共通乗車券)



使用できる交通機関

市内を運行する路線バス（亀岡市コミュニティバス、亀岡市ふるさとバス及び京阪京都交通バスの亀岡市内全区間）
京都タクシー（ヒラノタクシー含む）

ご利用方法

【バス】利用1回につき1枚の乗車券で運賃額を問わず乗車できます。但し、区間を超えて乗車する場合は別途、その区間の普通運賃が必要です。

【タクシー】市内での乗降車につき、1枚250円の運賃として、1回の運賃支払いに2枚（500円）まで使用できます。

対象者

- ・昭和28年4月1日以前生まれの方
- ・70歳未満で運転免許証を自主返納された方

販売内容

- ・乗車券は1冊（20枚綴）2,500円です
- ・年度内（4月から3月末まで）で1人2冊まで購入できます

販売場所・販売期間

- ・市役所1階高齢福祉課（23番窓口）
6月1日（水）～令和5年3月31日（金）
午前9時～午後5時（土・日、祝日、年末年始を除く）
- ・人権福祉センター・東部文化センター・保津文化センター・犬甘野児童館
6月1日（水）～7月30日（土）午前9時～午後5時（日・月、祝日を除く）

購入方法

- ・本人確認のため、本人確認書類（免許証、保険証、マイナンバーカードなど）をご持参ください
- ・同一世帯以外の代理の人が購入する場合、代理の人の証明書および利用者本人の印鑑が必要です

使用上の注意点

- ・未使用や期限切れとなった乗車券の交換や返金はできません。令和6年3月31日までに計画的に使用してください
- ・70歳未満で運転免許証を自主返納された人は、その証明書（運転免許の取消通知書、運転経歴証明書など）が必要です
- ・本人以外での使用はできません（家族の人でも使用できません）
- ・他人への譲渡及び転売は禁止します
- ・不正使用が発覚した場合、乗車券の返還や不正使用の弁償をしていただきます
- ・盗難、紛失による払い戻し、再発行は行いません

お問い合わせ 亀岡市 高齢福祉課 TEL 0771-25-5032 FAX 24-3070